

京丹後市に定住し、就業する方の奨学金返還支援制度 ～認定申請の受付を開始します～

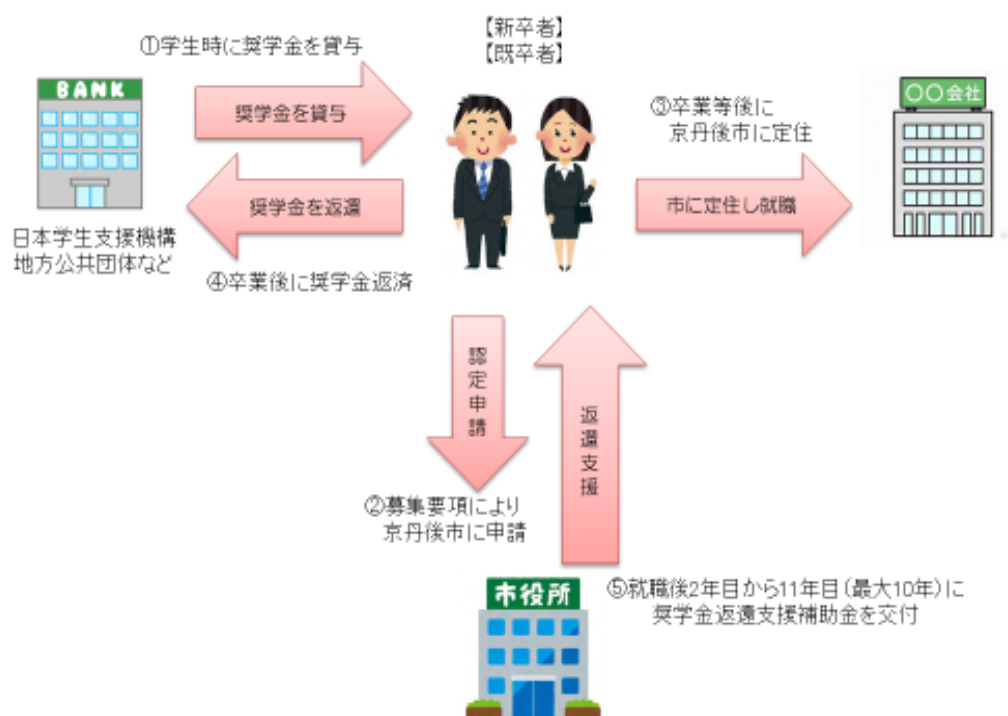
令和8年8月19日 発表

問 教育総務課 Tel:0772-69-0610

京丹後市では、地域産業などの担い手となる若者の人材確保及び定住を応援するため、市内に定住し、かつ就業（市内から通勤圏内）する方を対象に、大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還を支援する制度を令和3年度に創設しました。

この制度は、京丹後市でがんばる若者に対して、返還した奨学金を年額36万円を上限に、最大10年間支援するものです。

奨学金返還支援のイメージ



1. 認定募集対象者

- (1) 大学、短期大学、大学院、高等専門学校(第4学年又は第5学年に限る)、専修学校(専門課程又は一般課程に限る)のいずれかを卒業し、正規雇用等により就業(公務員を除く)又は事業を営む方
- (2) 京丹後市に継続して10年以上定住する意思を有する方
- (3) 認定申請をする年度の4月1日において、満30歳未満の方
- (4) 大学等の在学期間に奨学金を借り受け、卒業後に奨学金の返還を開始し、滞納していない方など
- (5) 募集人数に制限はありません。

2. 支援対象となる奨学金

- (1) (独)日本学生支援機構(第一種、第二種)に係る元金及び利子
- (2) 京丹後市奨学金
- (3) 国又は地方公共団体奨学金 ほか

3. 令和8年度の認定募集期間

令和8年8月3日(月)から令和9年2月5日(金)午後16時30分必着

4. 支援の内容

対象経費は、補助金の交付を申請する年度の前年度の10月1日(交付基準日)から起算して1年間に返還した奨学金相当額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、交付基準日において定住又は就業期間が1年に満たない場合は、定住又は就業した日の翌月分の奨学金返還分から対象とする(繰上返還、滞納繰越したものは除く。)

支援額は、対象期間に返還した奨学金額(元金及び利子含む)で月額3万円(1年当たり36万円)を上限とし、継続して10年間とする(1人当たり最大で360万円支援)。

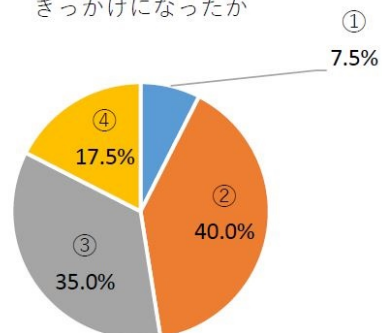
5. アンケート結果

令和7年度認定者に対しアンケート調査を実施した結果、「この補助金が京丹後市に定住したきっかけとなりましたか」の質問には、「補助金が大きなきっかけとなり定住することにした」7.5%、「定住は検討していたが、補助金もきっかけの1つとなった」40.0%、「定住するつもりだった(又は既に定住していた)が、補助金があり定住を続ける意思が固まった」35.0%と、82.5%の方が定住するきっかけになった(定住の意思が固まった)との回答があり、若者の支援、定住に繋がる有益なものであることが伺えます。

この補助金が京丹後市に定住するきっかけになりましたか。

回答	件数	割合
①補助金が大きなきっかけとなり定住することにした	3	7.5%
②定住は検討していたが、補助金もきっかけの1つとなった	16	40.0%
③定住するつもりだった（又は既に定住していた）が、補助金があり定住を続ける意思が固まった	14	35.0%
④この補助金が定住のきっかけにはなっていない	7	17.5%
計	40	100.0%

問4 この補助金が京丹後市に定住する
きっかけになったか



6. 制度の内容、手続きについて

- ・京丹後市ホームページ

<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikusomu/5/teijyushienshyougakukin/index.html>



※添付資料

- ①リーフレット

令和8年度版

がんばる若者を
どこにも負けない
最大級の支援策

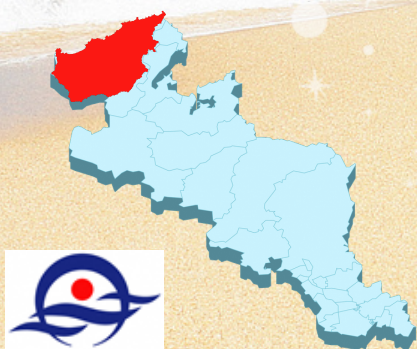
で心を込めてお支え
させていただきます！

京丹後市が本気で 奨学金返還を応援します！

最大**10**年間

360万円

期間中に返還した奨学金の月額3万円(年額36万円)を限度とします。



京丹後市 教育委員会事務局 教育総務課
〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226
TEL:0772-69-0610 FAX:0772-68-9061
E-mail:kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp



京丹後市HP

認定申請から補助金交付までの流れ

補助金を受けようとするかた

今年度卒業の場合

京丹後市教育総務課

在学中

STEP 1 認定申請書の提出

●提出書類

- ①京丹後市定住促進奨学金返還支援認定申請書
- ②奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの
- ③卒業見込み証明書(概ね2か月以内に発行されたもの)
- ④誓約書

初回のみ

書類を審査後、
対象者として認定



認定通知書の送付

卒業・定住
就職1年目

STEP 2 認定届出書の提出

～定住・就業の報告～

●提出書類

- ①京丹後市定住促進奨学金返還支援認定届出書
- ②大学等を卒業したことを証明する書類
- ③在職証明書又は自営業等従事申立書
- ④住民票の写し

初回のみ
就職後、
速やかに！

定住・就業を確認



10月

奨学金の返還スタート

奨学金は毎月返還し、
毎年10月に過去1年分
をまとめて補助金申請



就職2年目

10月

STEP 3 補助金交付申請兼請求

～直近1年間(10月から9月分)の
返還実績を証明する書類とともに申請～

●提出書類

- ①京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書
- ②返還を初めて開始した際の奨学金の返還期間及び割賦の額がわかる書類
- ③奨学金の返還額及び返還期間を証明する書類
- ④市税の完納を示す証明書 ほか

請求期間は
10月～11月



交付申請の案内送付(9月頃)

書類を審査後、
補助金交付の可否決定、
補助金額の確定



交付決定・補助金を交付



期間中に返還した月額上限3万円
(最大：36万円/年)

就職3年目以降

STEP 3 の申請は毎年必要です。(最大10年)



京丹後市 教育委員会事務局 教育総務課
〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226
TEL:0772-69-0610 FAX:0772-68-9061
E-mail:kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp



京丹後市HP